必要添付書類について

資産の種類	必要添付書類
	通帳の写し
預貯金 (普通・定期)	(インターネットバンクであれば口座残高ペ
	ージの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行等の口座残高の写し
	(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口	購入先の銀行等の口座残高の写し
座残高によって時価評価額が容易に把握でき	購入儿の歌行寺の百座及同の子し (ウェブサイトの写しも可)
る貴金属	(クエフッイ下の子しも円)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
	(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金 (現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書など

- 注1:本人及び配偶者(いる場合)について、上記の添付書類が全て必要となります。なお、お持ちでない資産については、添付書類を提出する必要はありません。
- 注2:生命保険、自動車、時価評価額の把握が困難である貴金属、絵画・骨董品 等については対象外となります。
- ※添付する通帳等の写しについては、申請日の直近から2ヶ月前までの期間のも のが必要です。また、少なくとも
 - ①銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分
 - ②最終の残高が分かる部分
 - の写しが必要となります。

お問い合わせは 昭島市保健福祉部介護福祉課 介護保険係 042-544-5111(内)2146